

「都市国家と日本の選挙」に関する一考察

佐々木 信夫*

1. 日本の選挙、その経緯と特徴

選挙は民主政治の根幹といわれる。選挙制度が確立したのは、先進国でも20世紀に入ってからというが、日本の場合、どうも戦後80年経っても国民の間に選挙が十分定着していないように見える。否、選挙離れが著しくなっている感すらある。どうしたものか？

日本の公職選挙法（以下、公選法）は、1950年（昭和25年）に制定され、大きな改正のないまま現在まで至っている。だがこの間、世の中は農村国家から都市国家へと大きく変貌した。ポスターを貼り、はがきを出し、街頭でのぼりを立てて演説するスタイル。だが、立ち止まって聞く人は少ない。インターネットが普及している情報社会にあっても、未だこうしたスタイルがベースになっている、選挙運動。公費助成を含め公選法の規定はそうだ。地盤、看板、カバンが揃わないと立候補できないのが現実だが、果たしてそれを用意できる人はどれくらい居るだろうか。

いま起きている小規模市町村でのなり手不足は時代遅れの規定と関わっているのではない。回を重ねるにつれ、国政選、地方選とも投票率は右下がり、5割を切るところまで落ちてきた。半数以上の人投票に行かない社会。有権者の資格を18歳に下げてもそう変わらない。果たして、これが選挙は「民主政治の根幹」と言われる姿だろうか。

選挙には①代表者の選出、②政治への民意の反映、③業績評価の機会といった役割が期待されているが、果たしてこのいずれが機能し、いずれが機能していないか。どこに本質的な問題があるのか。

本稿では、都市国家化した日本における農村国家時代からの選挙規定、そのやり方、有権者の求めるものとのギャップなど、これからのあり方を考える基礎作業として論点を幾つかに分け、問題を整理してみたい。

日本には選挙で選ばれる国、地方の公選職者がどれくらいいるだろうか。図のように国政では衆参両院議員が計713名、地方は都道府県、市区町村の議会議員が計32,448名、首長が計1,788名、国地方を合わせ34,949名の公選職が

日本の国、地方の政治代表（議員）（平成30年末）	
地方議員～	32,448人 + 首長1,788人
【内訳】	
●都道府県の議員～	2,609人
●市区の議員～	18,930人
●町村の議員～	10,909人

国会議員～	衆議院465人、参議院248人

* 中央大学名誉教授、法学博士

いる（平成30年末）。これが選挙の対象で、国民の18歳以上の有権者の手によって選ばれる。しからば、どれぐらいの頻度で選挙が行われているかと言えば、参院選は半数改選だから3年毎、衆院選は4年任期とは言え解散があるので平均2年半毎、地方選は議員、首長とも4年毎である。ただ、地方選の場合も、首長の途中辞職や解任、市町村合併などで単純に4年毎とは言えない。

1947年（昭和22年）に都道府県、市区町村とも統一地方選と称し一斉に選挙が始まったが、それも今や統一率が3割を切っており前回（2023年）は統一率27%だった。

統一選でざっと9,000名の議員、首長が選ばれるが、残る約25,000名の議員、首長は統一選から外れバラバラに選挙されている。すると日本では毎週、地方選が平均して120名の地方議員ないし首長を選出するためにどこかで行われているという計算になる。これだけ選挙が行われている国も珍しいが、その割に選挙に対する関心が高いとは言えない。

冒頭に先進諸国でも選挙制度の確立は20世紀に入ってからだと述べたが、それも紆余曲折があり、必ずしも順調に進んだわけではない。さらに現在においてもさまざまな問題があり、それぞれの国において改革課題を抱えている。完璧な選挙制度があるとは思えないが、日本の場合、戦後憲法の制定過程からして移入民主主義の性格を否定できないだけに、より課題は多い。公選法の成り立ちも1950年制定とは言え、そのベースは戦前からあった「衆議院議員選挙法」と戦後つくられた「参議院議員選挙法」、「地方自治法の選挙に関する規定」を統合したものであって、ある意味、選挙に関する寄せ集め法の性格を有したまま現在に至っている。

結果として、国政選、地方選を1つの法律で括ることの無理さ、変化に伴う時代への合わなさ、選挙権の年齢は引き下げたが被選挙権年齢はそのままといったちぐはぐさなど、パッチワークのような法形成だけにさまざまな綻びが露わになるのも当たり前と言え当たり前かもしれない。1981年以降、小さな改革は何度か行われているが、基本的な法律の構成は1950年から変わってはいない。選挙で選ばれる公選職の規定（法律、条例）を公選者自身が決める（国会、地方議会）ことから、現職利益が優先しがちになる。

法改正に最も保守的なのが公職選挙法（以下、公選法）を扱う国会かも知れない。2013年まではインターネットを使った選挙運動自体、禁止されていた。時代遅れな面もあり、選挙方法も有権者の望む形と合わない綻びがいろいろ目立つ。それはこの公選法の出生の秘密、成り立ちと無関係とは言えまい。日本の公選法には①選挙運動について非常に厳しい制限が設けられている、②日本人の一般常識からかけ離れている、といった点が特徴とされる。確かに日本の公選法は先進諸国の中でも珍しいほど、選挙運動に関して厳しい制限を設けている。例えば米国では、合衆国憲法で「言論の自由」が保障されていることから、選挙運動の手段についても日本のような制限はない。選挙運動は有権者が「どの候補に投票するか」という判断の基礎を与えるものなので、可能な限り自由にすべきだとしている。

ところが日本の場合、選挙の公正と候補者間の平等を確保するという理由を全面に打ち出し、運動の期間や内容、主体にさまざまな制限をかけている。こうした制限が「違反したら逮捕される」という恐怖感にもつながり、日本人の選挙離れの一因となっているよう

にもえる。公選法は日本人の一般常識からかけ離れた法律とも言われる。そのゆえんは、例えば日本では一般的にお世話になった方へのお礼に食事をご馳走するとか、物品を送るといったことが日常的に行われているが、これが公選法の規定では「政治家の寄附行為の禁止」に当たるとそうしたことはできない。

仮に候補者の同級生が市外から仕事を休んで駆けつけ、選挙運動を手伝ってくれたとしても、そのお礼に食事をご馳走したら「運動員買収」として罰せられるのだ。「有権者にお金を渡したり、食事をご馳走したりして投票を依頼すれば買収にあたる」というのは誰でも理解できるが、有権者かどうかに関係なく選挙運動をしてくれた人に対して、投票の依頼などなくとも、一切のお礼は禁止されている、これが日本の公選法なのである。他に世界的に見て高額すぎる供託金や戸別訪問の禁止、電子メールの規制など、公選法の規定にたくさん課題があるように思われる。

選挙の実施にもたいへんな資源とエネルギー、時間が要る。とくに国政レベルの選挙になると全国津々浦々に投票所を設置し、各地で選挙管理委員会職員や立会人を配置しなければならない。投票所の設置は国内に止まらず、長期出張や滞在など国外にいる有権者にも投票機会の提供が求められている。国民に周知するために政見放送を準備し、選挙公報を配布し、選挙ポスターを各地に掲示するなどの膨大な作業が必要となる。選挙の運営にも細心の注意が必要で、少しでも疑義が生じたり、ミスが発生すると、厳しい批判を受ける。それだけでなく、選挙無効の判決を受けてやり直しという事態すらありうる。

なぜ、それほどまでして選挙をするのか。なぜ、それほどまでに厳正さや公正性が求められるのか。選挙は代表者の選出、政治への民意の反映、業績評価の機会といった役割をしっかりと果たせればそれでよい訳だが、移入民主主義と言われる日本の場合、未だ「人を見たらドロボーと思え」的な見方が選挙について回っているように思う。身近な地方選挙から「参加の視点」を強く打ち出し、こうした壁を崩していかなければならないと考える。

だが、選挙の決まりを定める公選法は中央集権的で取締法的な色彩が強く、参加とか主権者参加という考え方は薄いように見える。今後これをどう変えていくのかが課題だ。

2. 選挙の意義、増える無競争当選

以下では幾つかの論点、場面を設定して日本の選挙に関わる課題を抉り出してみたい。その前提としてまず「選挙って何だろうか」、その意義について考えたい。先述したように日本では国会（衆参）議員713名、地方議員が32,448名、自治体の首長が1,788名、国地方を合わせ計34,949名の公選職が選挙で選ばれている。これを選ぶ選挙機会の頻度についても、国政選で参院選が3年毎、衆院選が約2.5年毎、地方選で統一選は約3割に止まり、残る7割は随時それぞれの設定で行われている。先述したが、だいたい毎週120名の議員、首長を選ぶ選挙がどこかで行われている計算になる。

公選職としての代表を選ぶ行為を「選挙」と言う。だが、果たして民主主義国家を標榜して戦後80年経つ日本で間接代表制を基本とする民主主義はうまく機能しているだろうか。

投票率は回を重ねるごとに下がり、いまや5割を切る状態にある。半分以上の有権者は投票に行かなくなっている。また選ばれる者も、国政選、地方選で異なるが、圧倒的に男

性であり年齢の高い者が多い。国政に至っては2世、3世の議員が特に自民党系では3分の1近くを占めている。世襲制は禁じられているが、実質、代表のポストが世襲化してきている。いざ立候補しようとする、地盤、看板、カバンといわれる3バンが普通の人ではなく、事実上立候補できない。結果、団体とか労組とか2世とか、一般サラリーマン以外の特別な人材層の中からしか立候補できず、選ばれない。

ネット選挙と称し、インターネットを活用した選挙が始まっているが、相手候補を誹謗中傷して叩いたり、2馬力選挙と称し、自分は当選する意思がないのに他を有利にするためにあえて立候補をする。目的が代表になることでなかったり、場合によっては立候補自体でカネ儲けをしようとする者まで現れている。などなど、どうも戦後80年経っても国民の間に選挙が十分定着していない。否、選挙離れが著しくなっているようにも見える。

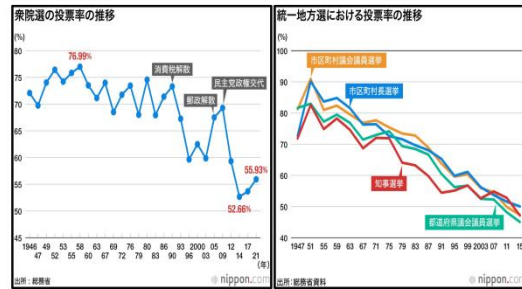
「選挙って」何を行うことなのか。小中学校で習う以外に、学習の機会もない人が圧倒的だが、選挙って何か、これ自体掘り下げてみる必要がある。

戦前の日本は特定のカネ持ち、多額納税者で25歳以上の男子のみが選挙に関わることが認められていた国だった。戦後の日本は民主主義の国と称し、選挙に関しても男女平等、18歳以上なら誰にでも投票できる権利を持つようになった。本来、民主主義とは「自分達で自分達を治める制度」だから、一番良いのはその社会の構成員が全員、一堂に集まって、みんなで議論しながら結論を出していくことである。スイスには今でもそうして方法で社会の運営を決めているところがある。

しかし、日本はそうしない。なぜか。答えは簡単。人口が多すぎるからだ。1億2,500万人の国。有権者に限っても現在1億417万人いる。これが一堂に集まろうとしたら、東京ドームの2,240倍の広さの集会所が必要とされる。これは実質不可能で、そこで考えられたのが間接代表制という制度である。これは、その社会の構成員が集まる代わりに、自分達の代表を選んで議論し、決めるべきことは決めてもらう仕組みである。この代表を選ぶ方法、それが選挙制度だ。

中央政府における国会、国会議員、地方自治体における首長と議会が国や自治体としての意思を公式に決定できる権限をもつのは、選挙を通じて民意の審判を受け、代表者であるとみなされるからだ。「みなす」というのは、1つの擬制（フィクション）。もともと違う人間が別の人間の意見や利害を代わって表現することはできないが、代表という考えは、本来できないことを約束事として、そうみなそうという工夫なのである。

この擬制を現実可能にしているのが投票箱だ。各地に散在する諸問題に関して知識や判断力では不揃いな有権者が投ずる一票が、あの何の変哲もない箱を通過すると、神聖な一票に変わる。いわば投票箱は「民の声」を「天の声」に変えるマジックボックスと言える。この比喩的な表現は東大教授だった大森弥氏の造語である（『現代日本の地方自治』P. 65、放送大学教材、1995年）。きわめて適確なわかりやすい表現である。



もともと「民の声」、すなわち国民、住民の意思は、あるにしても眼に見えない。この眼に見えないものを見えるものに変える手続きの1つが選挙であると言えよう。民意は、有権者に支持を訴えて当選した人物あるいは人物の色分けと分布によって政党などの形になると眼に見えるようになる。この意味で、代表というのは「民意」を生身の人ないし人の数で表すという

擬制を前提に成り立っている。したがって、この投票箱の管理にあたる「選挙管理委員会」は、厳正・中立でなければならない、という話になる訳だ。

そうした原理原則に沿って見た時、例えば最近増えている無競争当選という動きをどうみるかだ。最初、選挙管理上、ごく少数の例外中の例外として便宜上認めた制度だったが今や小規模市町村は府県議選の1人区で一定規模まで増えている。無競争当選、よく考えると当選者に政治的正当性はあるのか？

ないと言えよう。なぜなら1票も得ておらず、1票も有権者は入れていないからだ。

政治的正当性とは、国家や自治体の権力行使を正当化する究極的な権威が国民、住民に存するという、国民主権の原理の要素の一つである。つまり、国民が国家の政治のあり方を最終的に決定する権力を持ち、その権力行使を正当化する根本的な根拠であるという考

え方に立ち、その代理人として間接代表制で「代表」にその最終的決定権を委ねている、という仕組みにあるからだ。であるので無投票当選というのは、正確に言えば政治的正当性はないという話になる。

選挙管理上、例外として便宜上認めた無競争当選という制度が最近のように一般化してきたら、議会制民主主義の根幹を揺るがす事態になる。直近の47都道府県議選でみると、当選者の4分の1が無投票で決まっている。とりわけ定数1の「1人区」では、半数以上の52.6%が無投票当選である。これは地方政治に対する有権者の選択の機会が失われるが、しかし一方で国政選挙での自民党の基盤強化につながっているとの指摘もある。そうしたこともあるのか、国会で見直しの機運は広がっていない。それは当選してくる者にとって都合のよい制度だからだろう。

しかし、この者は何を根拠に議会で意思決定をするのか、説明できないのではないか。1票の支持もなければ1票も得ていない訳だから。しかも1度当選すると、ずっと同じ者が無投票で当選する傾向があり、他の民意は抹殺される。無投票当選は“無競争”当選を意味する。競争がない、論争がない、選択肢がない、マンネリなど弊害は色々と広がる。

この状況を変えられるか。もし、このまま無競争当選が増えていくなら、再選挙を行うなど選挙管理の仕組み自体を変える必要が出てくると考える。



公選議員は国民、住民の信託人

その根拠は政治的正当性にある！

政治的正当性とは、国家や自治体の権力行使を正当化する究極的な権威が国民、住民に存するという、**国民主権原理の要素**。国民が国家の**政治のあり方を最終的に決定する権力を持ち、その権力行使を正当化する根本的な根拠**であるという考え方です。その代理人として間接代表制では「代表」に最終的決定権を委ねている、ということ。

公職選挙法第100条で、「立候補の届出のあった候補者が一人であるとき又は一人となったとき、「投票は、行わない」すなわち無投票当選とすることを規定しているが、国、地方の選挙で使う公選法がこう規定しているから正しいと言えるか。そうは考えない。法改正しないと廃止はできないが、筆者は廃止すべきではないかと考える。1票も得ず、1票も入れた覚えのない者が「代表」の地位に就き、公共の意思決定に携わる。こうした選挙の洗礼を受けずに4年間住民、国民の代表に就くという意味が、よく考えるとそもそも不思議ではないか。なぜなら、「私やります！」と手を挙げただけに過ぎないからだ。

投票とは何か、代表とは何か、それを選ぶ選挙とは何か、いま述べたある意味単純な原理原則の中に答えがあると言ってよいだろう。

この事態を打開するためにどうすべきか。政治家からは答えは出てこないと診る。なぜなら、彼ら彼女らにとってこれほど便利で都合のよい仕組みはない筈だから。だから、改正法案を出しても握りつぶす。しかし、こんなことを続けていては、国際的にも説明できない。日本は民主主義の国だと言えるか、とてもそうは言えない。選挙制度審議会を興して答申を受けて直ちに公選法の当該規程を改訂すべきではないか。

3. 選挙制度にどんな問題があるか

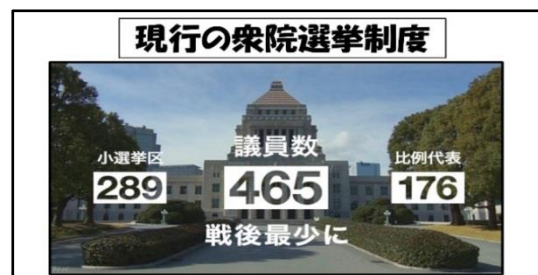
次に「選挙制度はどうか」という点について考えてみたい。

よく「選挙制度なんて、何だって同じじゃないか」という人がいる。しかし、本当にそうだろうか。じつは、選挙制度によって、その国の政治ガラッと変わってしまうことがあるのだ。代表を選ぶ方法は、国や地域によって様々である。有権者が投票所に行って自分が気に入った候補者名を書く国もあれば、全ての候補者に好きな順番を書かなければならない国もある。また、各々の選挙区でもっとも多い得票数を得た候補者が当選となる国もあれば、得票を政党別に集計して議席を割り当てる国もある。細かな違いまで加えると、国の数だけ選挙制度があると言ってもよい。

選挙制度は、①選挙区の大きさ、②議席の決定方法、③投票方法の3つを基準として分類するのが一般的だが、日本はどうか。衆議院選挙を例に考えてみよう。今から約30年前、1996年9月まで戦後長らく日本の衆議院選挙は中選挙区制と称し、1つの選挙区から3～4人を選ぶ制度だった。しかし、1つの選挙区に同じ政党から2人以上立候補して戦う。特に自民党では党内派閥の勢力争いがひどく、1選挙区に2人以上公認する傾向があった。政党選挙というより、派閥選挙が顔を出していた。そこにはカネが飛び交う金権選挙も加わり、目に余るものがあつた。

政治腐敗が蔓延した。そこで1993年発足の細川8党非自民連立政権は政治改革を大きなテーマとした。紆余曲折はあつたが、94年に法改正し、96年10月から中選挙区ではなく、現在の「小選挙区比例代表並立制」(定員465)が実施されている。

政権交代可能な制度という触れ込みで始



まったこの制度。確かにその通り、2009年8月の衆院選で民主党が大勝し、自民党は1955（昭和30）年の結党以来、初めて第一党の座を失い、民主党鳩山内閣が誕生している。だが、政権交代が行われたとはいえ、菅直人、野田佳彦と毎年首相が交代するなど民主党政権は不安定で、わずか3年3ヶ月という短命で終わった。2012年選挙で政権は再び自民党に戻り、以後、自公連立とは言え自民党政権が続いている。

この間、何度か衆院選が行われているが、この「小選挙区比例代表並立制」という制度は一体何を選んでいるのかよく分からない。年々おかしくなっているのではという批判も尽きない。当初、定員が1の小選挙区を全国で300設置し300名、さらに全国を11のブロックに分けて比例代表として200名を選出していた。その後、1票の格差の是正など3回の定員の見直しが行われ、現在の小選挙区289、比例代表176となった。

全国289の選挙区で各1名（計289名）を選ぶ「小選挙区制」と、全国11ブロックから各党の得票に応じ、候補者名簿の上位から順に176名を選ぶ「比例代表制」の二つを並行して行う制度となっているが、そもそも当初は重複立候補という意味不明の制度はなかった。否、例外として、少数政党に配慮し、小選挙区と比例区の「重複立候補」を認めてはいたが、それは例外中の例外という扱いだった。ところがそれから20数年経つうちに、今や比例区の87%が小選挙区落選、比例区復活という、重複立候補者で占められる事態になっているのである。立候補している政治家から聞くと、小選挙区1名だと当選可能性はないが、惜敗率で2位に食い込めば比例区復活当選がある。だったら出てみよう、議員になれる可能性が大と歓迎するムードがある。



しかし、一般国民からすると、これがどう映っているかだ。「♪死んだはずだよお富さん！生きていたとは、お釈迦様でも知らぬ仏のお富さん！」という歌がある。正にそんな感覚ではないのか。重複立候補した人は、小選挙区で当選できなくても、所属する政党が比例代表で議席を獲得した場合、当選できる。当選者は、事前に政党が選挙管理委員会に提出した名簿の順番で決まるが、小選挙区と重複立候補した人が複数いる場合は、同じ順位にそれらの候補者を並べることができる。同じ順位の中から当選者を決める場合は、小選挙区における「惜敗率」という考え方が使われる。例えば、ある政党の名簿1位に3人の候補が並んでいて、その政党の比例代表での獲得議席が1だった場合は、小選挙区の惜敗率が最も高かった人が当選するという仕組みだ。

惜敗率は同じ政党の同じ順位の候補者の中で比較されるため、惜敗率が90%でも当選できない人や、逆に50%でも当選できる人がでてくることがある。小選挙区で落選、比例区で復活、これを「復活当選」と呼んでいるが、2021年選挙の例でいうならその割合は87%に上っている。これが普通だと思う人達も増えているかも知れない。しかし、狭域の小選挙区で選ぶ意味と、広域の比例区で選ぶ意味は全く違うはず。小選挙区だと地域の問題、ゴト一千ソングを歌うどぶ板議員が多く輩出されるが、それだけだと国会はいびつになる。そこで広域単位で選ばれる比例区当選者を約4割当て込み、ダブルスタンダードの代表制とした。

だが、年月が経つうちに比例区当選者の多くがそもそも小選挙区での当選を目指した人の塊だとすると、どうだろう。結果として小粒な地元代表のような国会議員しか出て来なくなるのではないかな。

小選挙区だけだと1対1の勝負になるので「死票」が多く出て、民意を鏡のように反映するのはむずかしい。たまにオセロゲームのように政権交代は起こりうるが、負けた方の死票が生きない。そこで比例区との重複立候補を認め、小選挙区で惜敗率が高ければ比例区の政党得票数の枠内で当選できるという形にした。だがこれはあくまで例外的な措置。今のようにここまで重複立候補者が増えると、「比例区」とは一体何のためにあるのか、意味不明になってくる。

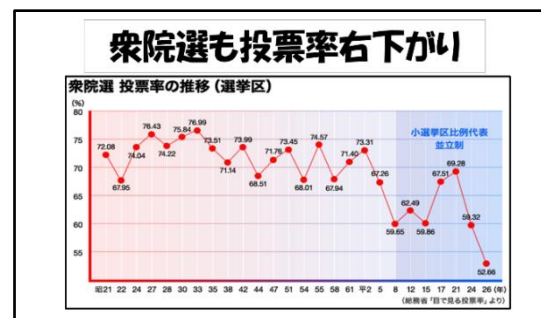
端的にいうと、これでは小選挙区の落選者「救済制度」ではないか。議員が身内同士でかばい合う制度では。ちなみに比例区の「単独立候補者」当選者は13%のみ。重複立候補者87%とそれは質的にどう違うのか。全国を11に分けたブロック単位の比例区は単に小選挙区の補完、救済のためにあるということになる。3名当選の小選挙区が8つ、2名当選の小選挙区が110、1名当選の小選挙区が171で、小選挙区比例復活者が126名に上り、比例区単独はたったの50名に止まる。そう変質している。

元々はそうではない。設計当初は、人口40万人単位の地域を代表する小選挙区から300名、東北、九州など11の広域ブロック（ある意味「州」）から政党別投票率で選ぶ180名を組み合わせる衆院の多様性を担保しようとしたはずだ。小さな地域密着の視点を持つ人材と、広い地域で広域の視野を持つ質の異なる人材を組み合わせることで、衆議院に正しい民意を持ち込もうとしてできたのが本来の制度趣旨である。ここが大きく変質してしまった今、このままでよいはずはない。

国民の選挙に対する関心は下がり、投票率も右肩下がり。まもなく50%を切るところに来ている。これを基本に立ち返って変える時ではないか。小選挙区は小選挙区で比例区重複立候補は認めない、ブロック比例区は比例区のみ立候補で小選挙区との掛け持ちは認めない。それぞれの持ち味を持った者が当選してくる。この原点に戻すことが必要ではないか。

もう1つ、区割り変更の影響を見ておこう。2024年10月に大きく区割り変更が行われた後の初めての衆院選が行われた。結果はご承知の通り、与党の過半数割れでいまの石破少数与党の状況にある。この衆院選は、多くの選挙区（1,996エリア）で境界変更が行われた。その結果を分析した研究を見ると（野澤高一氏の衆議院選の結果分析「中央大学経済研究所年報2024年版」）、地域においては投票率が高まる傾向があるという新たな視点が示されている。

この現象は、境界変更に伴い、従来型の『地盤・看板・カバン』に代表される既存勢力への依存度が弱まり、有権者が新たな判断基準を用いて候補者を選択したためとみられている。特に、現職の有力候補者が不在となった地域では、有権者が候補者個人の実績や地



域内での人間関係に依拠せず、政党のイメージや掲げられた政策内容に基づいて投票行動を決定した可能性が高い。こうした「しがらみのない候補者同士」による競争環境では、従来型の地域密着型選挙から政策本位型の選挙へと争点が移行し、有権者が政党や候補者の政策的方向性をより明確に意識する状況が生まれたといえる。境界変更がもたらした選挙の質的变化を踏まえ、有権者の政策判断を促進し、より公平で透明性の高い選挙制度の実現に向けた検討が必要となろう。

るる述べたように小選挙区制は、バラ色の制度ではなかった。しかし、これで政治家が小粒になったと言っても、三角大福中の時代から日本人の素質や能力が低下しているのではない。政治家になるチャンネルが細くなり、かつ素質や能力を磨かなくても済むシステムになっていることが問題なのだ。世襲議員を含め、いま公認を得ている人達から改革の声は上がらないだろう。選挙制度の再検討に向けて、政治を動かす世論の形成が望まれる。

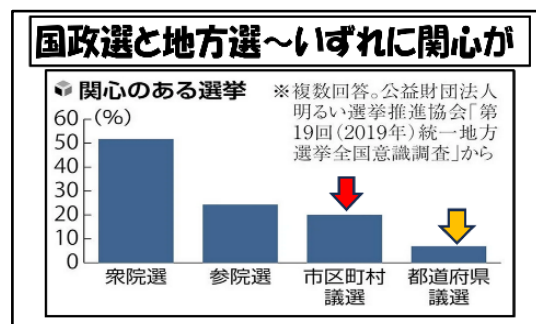
4. 地方レベルの選挙はどうか

次に「地方選挙」についてみてみたい。日本は行政全体の3分の2を地方自治体が担う、極めて地方の比重の大きな国である。これだけ地方の比重が大きな国は、カナダと日本ぐらいだ。その割に自己決定・自己責任の原則が作動しにくい地方の自治権の弱い国である。地方分権改革も途中で止まったまま再起動する動きがない。であるが、それでも自分らの代表は自分らで選ぶ選挙だけはキチッと行われている。

もちろん、選挙だけというのは誤解を招きかねないが、地方行政は300万人近い地方公務員の手で国の指導を受けながらしっかり行われている。地方自治権が弱いと言っても一般住民が痛痒を感じないのは、全国一律、他と同じサービスが国の財政保障のもとで行われていれば、それはそれで一定の満足を得られるというところから「地方の反乱」が起こらない国になっている。本来、自己決定・自己責任・自己負担の3大原則が働くのが地方自治だが、日本の現状は未だ「他己決定・他己責任・他己負担の原則」が作動することに大きな疑問を呈さないのが一般住民の感覚ではないか。そろそろ、これも都市国家に変貌し、統一性、公平性、国の指導力を重視する中央集権の価値より、多様性、迅速性、住民参画が重んぜられる地方分権の価値を重んじないと住民満足度が上がらない状況に変わってきているので、次第に地方の反乱も、住民の反乱も起こる国に変わっていかう。そこで政治の出番がくる。

これまでは地方の比重が3分の2を占めると言っても、代表を選ぶ選挙となると圧倒的に国政選挙への関心が高く、衆院選で50%、参院選で30%近くを占めるのに対し、市区町村の議員選挙だと20%そこそこ、都道府県議選になると10%台と低かった。

これは選挙の投票率で見てもハッキリする。ここ20年間をみても、衆院選と都道府県議選では総じて10～15%の開きがある。自由裁量の乏しい日本の地方自治体の活動実態をみて、選挙



を通じて住民が変化を加えようという意識が弱いことが伺える。これ自体が、日本の政治、地方自治にとって大きな問題と言えなくはない。

衆参合わせて713名の国会議員に対し、都道府県、市区町村の地方議員は約32,000名いる。両者の身分や待遇の違いを図にまとめたが、地方議員は非常勤特別職公務員で議員報酬が、国会議員は常勤の特別職公務員で月給（歳費）が与えられ、また国会に事務所や公設秘書3名が与えられている。地方議員にはそうした待遇はないが、毎月政務活動費が支給されており、多いところでは月額100万円支給のところもある。地方の場合、議員とは別に知事、市区町村長1,788名が選挙され、彼ら彼女らは常勤の特別職公務員として多くの職員を部下に抱えて仕事をしている。もとより、衆議院などと違い途中解散などはないので、途中で不祥事など事件、事故がない限り、議員、首長とも任期は4年を全うする。

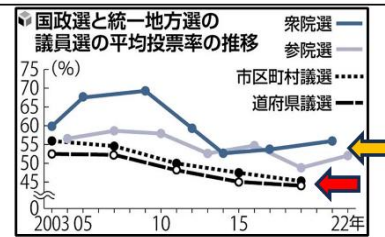
地方に話を絞ると、議員、首長を普通選挙で選ぶようになったのは戦後憲法が始まってからだ。

昭和22年には議員、首長を同じ時に一斉に選挙する統一地方選挙という形でスタートした。

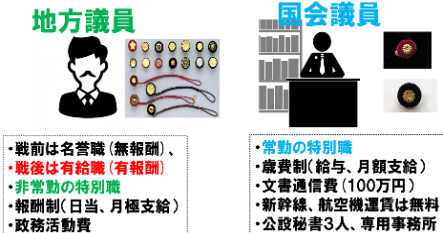
①有権者の関心を高める、②選挙経費の節約が理由とされ、4年に一度、4月前半に知事や政令市長、都道府県議、政令市議の選挙が、後半に一般市町村の首長、議員選挙が分けて行われている。図の右のように、最初100%のスタートした統一率も昭和の大合併、平成大合併、東日本大震災、首長らの途中辞任などの影響で80年経つうちに統一率が3分の1以下、約27.5%まで下がっている。なので、今の日本は約3分の1の議員、首長は統一選で選ばれるが、残る約3分の2の議員、首長は統一選挙以外の時に選挙されているということになる。新聞を見ると分るように、毎週どこか何か所かで地方選がある。こうした地方選挙の実態だが、問題、課題を要約すると3つあるかと思われる。

第1は、投票率が選挙を行うたびに下がっていることだ。統一地方選で多く行われている道府県議選をみても、平均投票率は低下の一途をたどっている。2011年以降は5割を下回り続けており、19年では過去最低を記録した。特に住民の流動性が高く、地方政治への関心が高まり

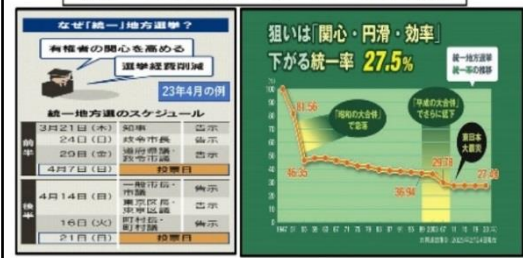
国政選と地方選の投票率の違い



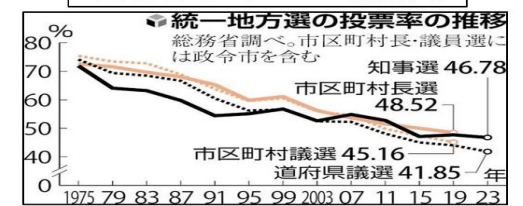
地方議員と国会議員の違い



統一地方選：ねらいと実際

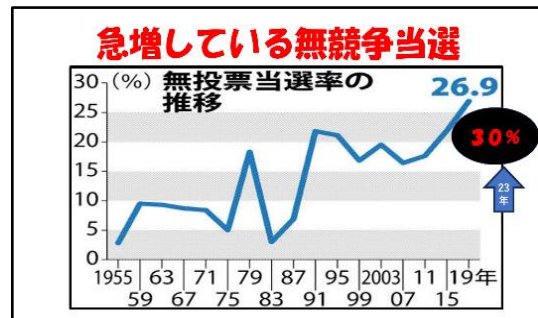


地方選・右下がりの投票率



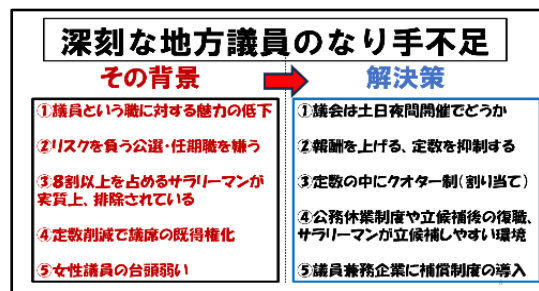
にくい都市部での低投票率が目立つ。例えば、道府県議選の平均投票率（統一選での実施）でいうと、1995年以降は50%台で推移していた。しかし、2011年に48.15%を記録し、初めて5割を下回った。15年（45.05%）、19年（44.02%）と、そして23年は41.85%と過去最低を更新し続けている。市町村の場合、それより少し高めだが、それでも既に5割を切る状況まで来ており、半数以上の有権者が投票に行っていないということになっている。

第2点は、無投票当選者がどんどん増えているということだ。2023年の統一選でみると、ざっというと町村議の約3割、町村長の約5割、市長の約3割、県議の約3割が無競争で当選となった。県議会議員の無投票当選をみると、人口密度の低い県で1人区が多い所に多く発生している。当選者は殆ど自民党系の議員となっている。



また、町村長選では選挙が予定された56.0%の70町村で選挙は行われず、町村長の無投票当選が決まり、町村議選でも30.3%の1,250名が無投票で議員に当選となっている。これには、再選ならともかく、初立候補で無選挙当選が相当数含まれており、また立候補者数が定数に満たない、いわゆる「定数割れ」による無投票当選も相当数含まれているのだ。

第3は、この無投票当選、定数割れとも絡むが、議員のなり手不足、人材不足が深刻になってきているということだ。その背景は何かというと、①議員という職に対する魅力の低下、②リスクを負う公選・任期職を嫌う、③8割以上を占めるサラリーマンが実質上、排除されている、④定数削減で議席の既得権化、⑤女性議員の台頭弱いということになる。これに対する対策として考えられることは、次のような点ではないか。



①議会は土日夜間開催でどうか、②報酬を上げる、定数を抑制する、③定数の中にクォータ制（割り当て）、④公務休業制度や立候補後の復職、サラリーマンが立候補しやすい環境整備、⑤議員兼務企業に補償制度の導入などだ。

地方選挙の問題、課題を3つ挙げたが、とくに問題視しておきたいのは無競争当選という制度をいつまで続けるのか、という点だ。なり手不足はもちろん問題だが、だからといってこうした1票を投ずることもなく、1票を得ることもなく「当選」という資格（証書）を与える無投票当選ということが許されるのだろうか。しかも3人に1人が無競争という、これだけ増えてきた。この事象、正確に表現すると無投票ではなく「無選挙当選」だ。無選挙でこの先4年間の公共政策の意思決定を担う「代表」と任ずる、政治的正当性の全くない者をあたかも代表とし自治体の首長、議員として扱う日本の地方自治は、果たして民主主義の国の制度として妥当と言えるのか。

日本国憲法第93条には「長と議員は住民が直接これを選挙する」と決められている。こ

の条文を読む限り、選挙して初めてその地位に就けると解される。だが、いかに便宜的措置とか例外的措置と抗弁してみても、これだけ政治的正当性なき代表（もどき）を量産しては便宜的とも例外的とも言えまい。これを放置する政府、手抜きは憲法違反ではないのか。

先にもふれたが、そもそも論をもう一度述べよう。首長と議会が自治体としての意を公式に決定できる権限をもつのは、選挙を通じて民意の審判を受け、代表者であるとみなされるからである。「みなす」というのは1つの擬制（フィクション）である。もともと違う人間が別の人間の意見や利害を代わって表現することはできないが、代表という考えは、本来できないことを約束事として、そう見做そうという工夫なのだ。

この擬制を現実可能にしているのが投票箱で、地域社会の諸問題に関し知識や判断力では不揃いな有権者が投ずる1票が、あの何の変哲もない箱を通過すると、神聖な1票に変わる。いわば投票箱は「民の声」を「天の声」に変えるマジック・ボックスと言える。これは東大教授だった大森弥氏の表現だが、その通りだと思う。もともと「民の声」すなわち地域住民の意思は、あるにしても眼に見えない。この眼に見えないものを見えるものに変える手続きが「選挙」である。民意は、有権者に支持を訴え当選した人物あるいは人物の色分けと分布（党派派など）によって見えるようになる訳である。このような意味で、「代表」というのは「民意」を生身の人ないし人の数で表すという擬制を前提に成り立っている。

この論理構成から推論するなら、「無選挙当選」「無投票当選」は「代表とみなす」手続きの省略であるのみならず、地域有権者の民意を体する代表という資格をえる政治的正当性を有していないと断ぜざるを得ない。これを放置して地方自治を語っても、草の根から日本の民主主義は枯れてきていると断ぜざるを得ない。

これをそのままにして毎週、毎年のように地方選挙を繰り返す、この政治的怠慢を私たちは直視し、変えなければならない。そこで1つ提案をしておこう。まずは立候補者が定数以内でも必ず選挙はやることだ。法定の得票数、例えば首長選挙だと有効投票の4分の以上を得られない者は落選とする。それをクリアした者のみに代表としての政治的正当性を与える。政治的正当性を担保するところから地方選挙の立て直しをすべきではないか。

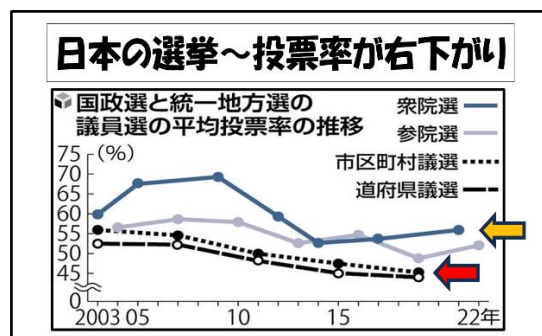
5. 若者の政治参加はどうか

次に「若者の政治参加」について考えてみたい。

周知のように、日本の選挙の現状は投票率が年々下がっている。国政選挙より、身近な地方選の方が低く、地方選はもう5割を割るところにきている。

その結果でもあるが、地方選に至っては3割が無投票で当選する事態までことは深刻になってきている。

これはどこに原因があるか。10年前から選挙



年齢を18歳に引き下げたが、その効果は出ているのか。筆者の関心に沿って選挙の現状を一般国民はどう見ているか、「国民の納得いく選挙になるよう、何を変えたらよいか」、SNSで聞いてみた。多くの意見が寄せられたが、基本的な見方はこうだった。「選ばれる側だけでなく“選んでも何も変わらない”という

国民の無力感こそが最大の原因ではないか。国民が希望を持てる政策像に触れる機会が少ない。選挙に行かない人が“自分ごと”として興味を持てる力強い政策提案がない。政治が生活に直結する実感を持てるような、本質的な政策議論と発信が進めば、自然と投票率も上がっていくのでは」と。その通りだと思う。

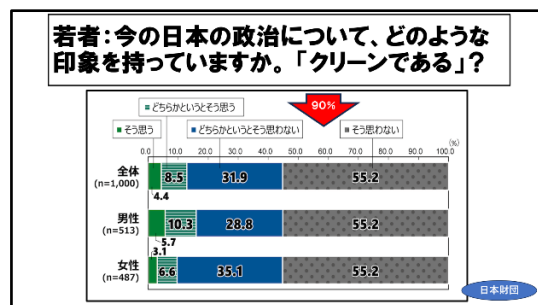
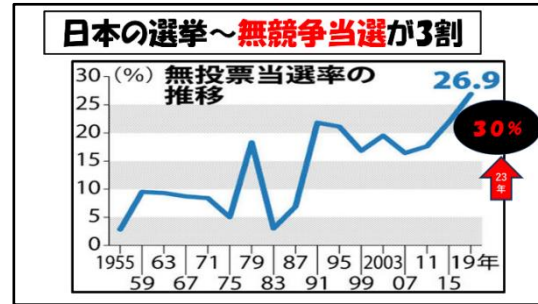
ところで、若者はいまの政治をどう見ているか。日本財団の調査を参考に考えてみよう。

今の政治についてクリーンな印象があるかといえば、図のように9割の若者が否定的な見方をしている。

これをさらに掘り下げた調査として明るい選挙推進協議会の調査がある。いまの政治に対する満足度は非常に低く、「大いに満足」と「だいたい満足」の合計比率は、全体で22%にとどまる。年齢別にみても、満足の比率は、18～19歳が27%、20～24歳が25%、25～29歳が17%で、生活満足度にみられたような加齢による直線的な傾向は存在せず、年齢間の絶対値にも顕著な相違は存在しない。

これに対して、「大いに不満足」と「やや不満足」を合計した不満足の割合は、25～29歳の67%を最高に、すべての年齢で5割以上にのぼっている。

もう1つ、政治家への信頼感だが、この図にはないが同じ調査で「裁判官や弁護士」に対しては、「1 非常に信頼する」と「2 やや信頼する」という肯定的な回答が全体で72%を占めるが、政治家に対してはどうかというと極めて否定的な回答が圧倒的に多い。全体で見れば、「非常に信頼する」という回答はたった1%、「やや信頼する」という肯定的回答を加えても2割程度に止まる。他方、否定的な見方となると7割近くを占める。18～19歳をみても64%が信頼できないとしている。ここに示されているように、低投票率が「政策的な問題もあるだろうが、それ以上に「政治家への不信」にあるとの見方は当たっている。ここを払拭できるかどうか、ここが最大の問



現在の政治への満足度 (明るい選挙推進協議会)

【表2】現在の政治に対する満足度

	18-19歳	20-24歳	25-29歳	全体
大いに満足している	2%	1%	0%	1%
だいたい満足している	25%	24%	17%	21%
やや不満足である	37%	35%	43%	39%
大いに不満足である	16%	17%	24%	20%
わからない	21%	22%	16%	19%
合計	100%	100%	100%	100%

若い有権者の政治家印象 (令和4年2月)

【表3】日本の政治家についての印象

	18-19歳	20-24歳	25-29歳	全体
とても信頼できると思う	1%	1%	0%	1%
ある程度信頼できると思う	25%	23%	18%	21%
あまり信頼できないと思う	54%	52%	56%	54%
全く信頼できないと思う	10%	13%	20%	15%
わからない	10%	12%	7%	10%
合計	100%	100%	100%	100%

題のように思われる。

そうした中、若者の政治参加の機会を拡大したらどうかを考えてみたい。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げてから10年が経つ。少子高齢化が進む中、世代間の均衡と連帯を図るためにも、若者の政治参加を一層拡大することには意義がある。政治家に立候補できる被選挙権年齢の引き下げにも踏み切るときではないか。

いま自民党が立候補年齢引き下げの実現を目指す作業チームを設け、高校生や大学生らから意見を聴くなど、検討を進めている。まもなく提言がまとまるとされるが、筆者はこう考える。被選挙権年齢は現在、衆議院議員と都道府県議、市区町村の首長と議員が25歳以上、参議院議員と都道府県知事が30歳以上。2015年の公職選挙法改正で18歳選挙権が実現した後も、据え置かれたままになっている。そこで、衆議院議員と都道府県議、市町村長と議員は20歳以上に、参議院議員と知事は25歳以上に、と5歳ずつ引き下げたらどうか。

若い世代の投票率は総じて低く、昨年秋の衆院選では、全世代平均の53.85%に対し、18、19歳は39.43%、20歳代は34.62%だったが、理由はいろいろ考えられるとしても、少なくとも同世代の候補者がいれば、当事者意識が高まり、投票率向上につながるのではないか。

投票するだけでなく、実際に公職に就くとなれば、より知識や経験が求められるという考え方から、被選挙権年齢を選挙権年齢より高くしている国は少なくない。

先に紹介した調査でも聞いている。被選挙権を18歳まで下げるべきだは12%程度で、いろいろ加味して決めるべきだが35%。ただ、今のままで良いより、変えるべきだが47%で上回っていることは注目してよい。

イギリスは2006年、下院議員の被選挙権年齢を、21歳から選挙権と同じ18歳に引き下げている。公職にふさわしい人物かどうかは有権者の判断に委ねればいいという考えからだ。OECD（経済協力開発機構）加盟国で見ると、6割以上の23カ国の国会（下院）で、被選挙権年齢は18歳となっている。

こうしたことから、筆者も被選挙年齢の引き下げをしてよいのではないかと考える。国会のみならず地方議会も若い世代の議員が増えれば、議会は多様性を増し、有権者の声を受け止めやすくなる。地方議員のなり手不足解消にもつながるかも知れない。

被選挙権年齢の引き下げには、公明党や野党各党も賛成の立場である。すべて18歳に統一するのか、選挙の種別によって違いを設けるのかなど、与野党で具体案を詰め、早期に実現したらどうか。筆者は一気に18歳としなくとも、いま述べたように衆議院議員、地方議会の議員選挙は20歳まで下げる、知事や市町村長、参議院議員は25歳まで引き下げる。それでどうかと考える。

国政と地方では有権者の選挙への関心が異なる。だが、制度環境を変えるとこれも変わって来るかと思う。今年2月には、高校生4人が、表現の自由を保障する憲法に違反するとして、選挙運動を認めるよう求める訴えを東京地裁に起こしている。18歳選挙権の導入で学校現場での主権者教育の重要性は増している。選挙権、被選挙権年齢に達していなくても、主体的に選挙に関われる道もいろいろ模索すべきではないか。インターネットの活用で政策形成に参画する道を拓くことも検討すべきではないか。

政治は男性で高齢者が行うもの、こうしたイメージを払拭することがまずは大事では

ないだろうか。その点、若者の政治参加のあり方を議論することは極めて大事である。

6. 課題—ネット選挙と人材育成

最後に日本の選挙について「これからの課題」を考えてみたい。選挙は①代表者の選出、②民意の反映、③業績の評価という3つの役割が期待され、民主政治の根幹といわれるが、実際にはさまざまな問題が生まれ、さまざまな改革課題を抱えている。日本の実際を見ると、①女性の代表が少ない、②投票率が年々下がっている、③依然としてカネが掛かる、④候補者のリクルート過程が細っている、⑤2世議員ばかり増えている、⑥地方選挙で無競争当選が3割も占め、⑦なり手がなくなっているなど枚挙に暇がない。

昨年7月の都知事選では過去最多の56人が立候補し話題になったが、しかし、中身を見ると主要候補は4～5人で、あとは売名行為であったり、ポスター掲示板をカネ儲けの対象にする選挙ビジネスの為に形だけ立候補者を装うものが目立った。同じ顔を10枚も20枚も貼って、1つの枠を何百万円で売るといったこれまで聞いたことのないような動きまで出てきた。特定の政治団体、特定の人物による仕業だが、公選法で想定していない動きだけにその取締りもパツとしなかった。結果、政治に対する、選挙に対する一般国民の信用を失墜させることになった。

あわてた政府は、今年3月の国会でこのように「他人や他政党の名誉を傷つけるなど品位を損なう内容の記載は禁止する」、選挙機会、掲示板を「営利目的で使用した場合、100万円以下の罰金を科す」と法改正し、こんどの都議選、参議院選から適用するとしている。

また、昨年11月に行われた兵庫知事選では、当選を目的としない、特定の候補者を有利にする、応援目的のために立候補する「いわゆる2馬力」選挙というもので現れた。これは未だ制限の法改正がされていない。

鳥取県の選挙管理委員会ではこうした目的で立候補する者は「立候補届を受理しない」という風に運用上制限を掛けることにしているが、筆者からすると、選挙への立候補が一

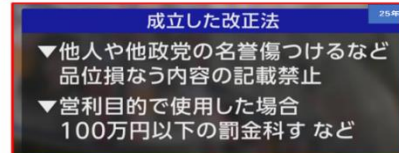
2024都知事選挙で新たな動き



2024都知事選のポスター掲示板



選挙ポスターに関する法改正



2024兵庫県知事選～2馬力？



「2馬力」選挙立候補への制限

「他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙ポスターとしての品位を損なう掲示をしてはならない」と同じように、

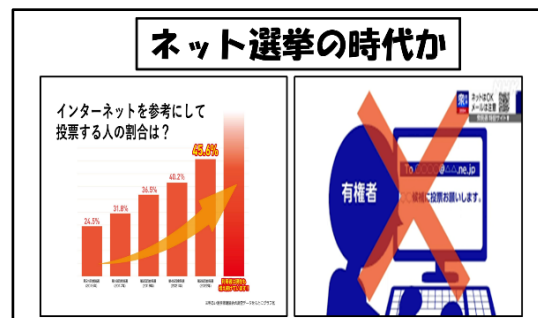
・「**自らの当選を目的としない立候補は制限する**」とすべき。

部を除く公務員や選挙事務関係者が制限されているのと同じ理屈で「自ら当選を目的としない立候補は制限する」と公選法で銘記すべきだと考える。何千万円も公費を投入して行われる公営選挙は何の目的で行われるか、その原点に立って考えれば自ずと答えは出てくるはずだ。

こうした中で最大の問題、課題はインターネットの普及に伴い、インターネットを利用した選挙運動の活用を望む声の高まり、動きにどう対応するかどうかだろう。（以下では野沢高一「2024東京都知事選挙にみる有権者意識とSNS活用の実態調査『中央大学経済研究所年報』2025年10月」の論考を参照している）これまで日本は紙媒体の街頭での配布や郵送あるいは広告を基本に選挙運動を認めてきた国である。大変な手間や費用がかかる。インターネットについて公選法においては、候補者・政党のホームページはこれまで不特定多数への文書図画の頒布であるとして事実上認められなかった。

ネット上での中傷や個人攻撃などの防止や排除が難しいことから、政党サイドでも慎重論があった。だが、次第にこれを認めようとの雰囲気議員や政党の間で広がり、選挙期間中のホームページやブログの更新を認めることで各党間の合意が成立し、日本におけるインターネットを用いた選挙運動は2013年に「インターネット選挙運動解禁」という形で法改正をしている。2013年以降、インターネット選挙運動が解禁されると、Twitter(現X)やFacebookなどのSNSを通じて候補者が有権者と直接的かつタイムリーに対話をおこなう新しい選挙戦術が普及した。

事実、インターネット情報を参考に投票するという有権者の割合は急速に増えている。メールなどで直接有権者に働きかけることは禁じられているが、政党や団体ならOKという訳だ。これにより、政治的関心の喚起や有権者の政治参加意欲の向上が図られたことは事実である。



2019年の参院選で、山田太郎候補が「表現の自由」を訴え、SNSを効果的に活用して約54万票という大量得票を記録している。この事例はSNSによる選挙運動の可能性を広く知らしめるものとなり、従来の組織票に頼らない新たな支持獲得の方法として注目された。以降、SNSを活用したネット選挙は選挙戦略の重要な一部となり、多くの政治家や政党が積極的に取り入れるようになった。特に2024年東京都知事選挙では、各候補者がYouTubeやX(旧Twitter)など多様なSNSを駆使し、政策のみならず、自身の人柄や日常的な側面まで有権者に直接伝える動きを強めた。従来の選挙手法では難しかった新しい支持層の開拓が可能になったとされる。これにより、選挙運動におけるSNS活用が一層洗練され、選挙戦略としての重要性がさらに高まったと言える。

過去最多の56名が立候補した24東京都知事選挙は、現職の小池百合子候補が約291万票(得票率42.8%)で圧勝しているが、第2位は広島県の小さな市の市長経験しかない石丸伸二候補が約165万票(24.3%)と立憲民主党が推した参議院のベテラン・蓮舫候補を引き離し食い込み話題になった。

従来の選挙方法だけだと、この都知事選でいうと有権者数（約1,138万人）に対し、ビラ30万枚で有権者全体の約2.6%、ハガキ107,500枚で約0.94%となる。実際に投票にいった有効投票総数（約680万票）との比較で計算しても、ビラのは有効投票の約4.4%、ハガキの数は約1.58%となる。これらの数値は、選挙運動において紙媒体が有権者に与える影響や接触機会が限られていることを示唆している。

紙媒体を用いた選挙運動は、現代においてはインターネットを活用した選挙運動が主流となりつつある中で、その効果や効率性、環境負荷という観点から見直しを迫られているといってもよい（以下、前掲野沢論文より引用参照）。

もちろん、インターネットの活用には功罪がある。法律では有権者に直接メールを送ることやネット広告は禁じている。だが、都知事選で見られた選挙の特徴は、各候補者とも従来型の選挙活動に加えてSNSを積極的に活用した点だ。ネット選挙運動の主な目的は「候補者の認知度向上」にあり、有権者への新規インプレッ

ネット選挙運動の制約			
分類	政党/候補者	有権者/団体等	インターネットを使った選挙運動
ウェブサイト	ホームページ	○	○
	フェイスブック ツイッター (SNS)	○	○
	電子メール	○	×
ネット広告	○ ※政党	×	×

ションを増やすことにある。候補者自身がSNS上で頻繁かつ多様なコンテンツを投稿することにより、有権者の視界に入り込む機会が増え、政策や人柄、コミュニケーション能力などの総合的なイメージの形成が促進されたとみられている。

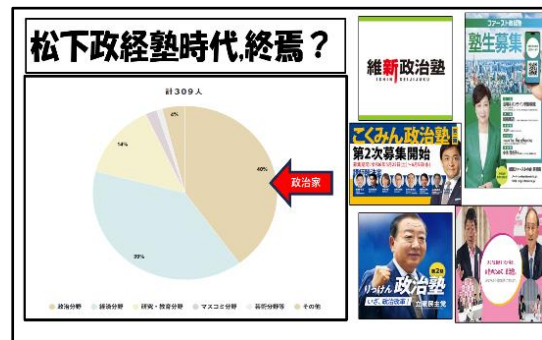
SNS活用による候補者主体の発信に加えて、第三者（インフルエンサーや一般ユーザーなど）による発信も重要な役割を果たしている。第三者が制作した「切り抜き動画」や「レビュー動画」などが拡散し、候補者の新たな支持層の形成に貢献した。SNSのアルゴリズムを利用した自動的な拡散（プッシュ型）と、有権者自身による手動的なシェアやリポスト（ユーザー主体型）の両面から拡散効果が生まれ、候補者は有権者とのエンゲージメントを高める工夫や、感情を強く刺激するコンテンツを作成することで、この拡散効果を最大化している。結果、有権者の候補者に対する心理的距離が縮まり、「ファン化」現象が生じた。

これにより、24年都知事選におけるネット選挙運動は候補者の認知度を高めること、ライブ配信やコメントへの返答など双方向性の高いコミュニケーションを進めることに成功し、新たな有権者との関係性を構築する重要な機会をつくり出したと言えよう。それは選挙時だけでなく、日常的な政治への関心喚起と積極的な啓発活動にもネットの利用は繋がっていくのではないかと。だがしかし、情報量の急増に伴い、有権者側に正確で信頼できる情報を選び取る能力の高まりが求められる。フェイクニュースや偏った情報が氾濫していく。そうした中、有権者はどう情報を取捨選択し適確に判断できるか。その力が求められてくる。

また、政治的無関心の問題も未だ解決されていない。特に若年層を中心に、自らの一票が社会を変えるという意識が希薄であり、その結果として投票率が低迷している。この状況は、既成の大政党など特定の政治勢力に有利に作用し、多様な民意が十分に反映されないという問題まで引き起こしている。もっと入念に検討が要るのではないかと。

こうしたネットを絡めた技術的な話とは別に、肝心の候補者が量的にも質的にも細ってきている、モノが悪くなってきている点を問題視しなければならない。日本にロースクール（法科大学院）ができて20年経つが、最近その評判は芳しくない。アメリカのハーバードロースクールやイエールロースクールは弁護士、裁判官、検事といった法曹の養成と同時に政治家の養成を行っている。連邦議会で活躍する議員の多くはロースクール出身者である。日本の現状はロースクール自体政治家養成には役立っていないし、法曹3者の養成にも陰りがみえる。廃校や統合に追い込まれるロースクールも出てきている。これを放置し消滅するのを待つか、再生の道を探るのか。ロースクールは岐路に立たされている。

日本でいうと、ひと時、アメリカの政治家養成に一定の役割を果たすロースクールに近い存在だったのが（財）松下政経塾ではないか。実際、卒塾者の4割が国会議員、知事、市長ら政治家になっている。が、もうその時代は終わったようで、最近政治家を目指して松下政経塾の門を叩くという若者は殆ど見ない。とすると、日本はどこで政治家の卵が養成さ



れているのか。いまの流行りは、各政党がセミナー方式で行う政治塾だろうが、しかし、これは候補者のリクルートに多少役立っても人材育成には殆ど役立たない。政党が人集めに使っているに過ぎない感がある。なぜなら教育機関ではないからだ。

すると、国会議員選をみると、いきおい市議会や県議会の議員、国会議員の秘書経験者が手を上げることになる。彼ら彼女らに適材が居ないとは言わないが、しかし、「ただ選挙を通ればよい」式の人材が多いのではないかと。国際感覚を養う機会もなければ、政策立法を手掛ける力もない。そこでいきおい、前裁きの上手なものと選挙に有利な2世議員が跋扈することになる。2世議員を頭から否定するつもりはないが、しかし彼ら彼女らは親の地盤、看板、看板を引きつぐために選挙上有利なだけで、特段能力が高い訳ではない。

日本はここ30年、官僚主導に代えて政治主導が声高に叫ばれてきた。国会の答弁も政府委員（各省の局長ら）の制度は廃止され、答弁は大臣、副大臣に限定され、各省局長らは説明員に止まる形になっている。国民を代表しない官僚が事実上政策形成、立法活動に関わるのは民主主義の原則に反する。国民を代表する選挙で選ばれた政治的正当性を持つ議員や首長が答弁すべきだ。政治主導の理由づけはこうであり、それ自体は間違っていない。

だがしかし、政治主導を言いながら、この30年の間に政治家の劣化が進んでいる。政治主導が成功するには官僚より優秀な政治リーダーがリーダーシップを発揮しなければならない。そうした政治家が養成されているのか。心ある中堅、若手官僚が霞ヶ関をどんどん去っている。キャリア公務員を志望する試験自体にチャレンジしなくなっている。

優秀な政治家群が政権党を形成する形にならないと、官僚主導の時代より政策レベルは下がっていく。そのツケは国民に公共サービスの劣化となって現れる。ここを真剣に変える努力が要ると考える。例えば2つか3つの主要なロースクールは法曹ではなく、政治家を養成するロースクールに特化するという国家的判断はできないだろうか。

＊

本稿では日本の選挙をめぐる諸問題を取り上げるのが主題であったが、最後は政治家のリクルート問題に触れる形になってしまった。なり手不足は地方議会だけでなく国会も同様であることを強調したいがために敢えてそうした。

るる論じてきたように、日本の民主主義、国民の代表として政治的正当性を付与する「選挙」機会が制度上も運用上も意識上も様々な問題を抱えている。同時に政治家の養成、リクルート過程も目詰まり状態になっている。日本デモクラシーは危機に立つ。日本の選挙をめぐる諸論点は、大きな広がりや深さを有していることを指摘し結びとしたい。

(以上)